

様式第 3 号（第 7 条関係）

有市生第 号
年 月 日

自治会
様

有田市長
(公印省略)

監視カメラ貸与（期間延長）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった監視カメラの貸与については、有田市不法投棄等監視カメラの貸与に関する要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設 置 場 所	有田市
貸 与 物 品	
貸 与 条 件	(1) 提出した申請書添付図面のとおり監視カメラを設置するとともに、プライバシー保護及び情報漏洩に留意して撮影データを管理してください。 (2) 監視カメラの使用料は、無償とします。ただし、監視カメラの設置及び運用等に係る費用は、この認定を受けた者の負担とします。 (3) 監視カメラに事故等が生じたときは、直ちに届け出てください。 (4) 要綱の規定に違反したとき又は市において使用する必要が生じたときは、この決定を取り消し、監視カメラの返還を求めることがあります。 (5) その他監視カメラの設置及び運用等に当たっては、要綱の規定を遵守してください。